

(様式①)

事業計画書目次

[環境創造局]

8款3項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38の政策 新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
1	環境保全管理費	20,249	19,922	11,380	11,055	8,869	8,867	
2	事業者温暖化対策促進事業	22,550	22,523	23,156	23,129	△ 606	△ 606	○
3	大気水質常時監視	211,964	208,396	212,845	209,277	△ 881	△ 881	
4	環境測定事業	44,267	44,267	41,362	41,362	2,905	2,905	
5	エネルギーマネジメント事業	11,812	11,812	15,927	15,927	△ 4,115	△ 4,115	○
6	使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業	6,015	1,520	9,645	2,060	△ 3,630	△ 540	
7	次世代自動車普及促進事業	38,810	30,636	86,387	78,082	△ 47,577	△ 47,446	○
8	都市生活型環境対策事業	7,095	7,095	6,783	6,783	312	312	
9	大気規制指導事業	10,844	10,842	8,243	8,237	2,601	2,605	
10	大気・音環境管理費	13,084	13,057	13,764	13,737	△ 680	△ 680	
11	水質規制指導事業	19,934	19,934	14,908	14,908	5,026	5,026	
12	土壌対策規制指導事業	15,552	15,310	13,018	12,548	2,534	2,762	
13	水・土壌環境管理費	7,235	6,974	6,952	6,690	283	284	
	計	429,411	412,288	464,370	443,795	△ 34,959	△ 31,507	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名: 8款 3項 1目 環境保全管理費

特記事項: 中期計画-3.8の政策, 中期計画-行政運営, 中期計画-財政運営, 新規・拡充

中期計画-3.8の政策: 政策番号, 主な施策番号

令和2年度事業評価書番号

(単位:千円)

財源内訳表: 区分, 金額, 国, 県, 刊行物販売収入, その他, 市債, 一般財源

歳出表: 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源, 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度

歳出表: 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源, 令和4年度, 令和5年度

方針の確認/決裁 有() 無()

【事業の目的・必要性】

大気汚染や水質汚濁などの産業型公害に加え、新たな都市生活型の環境問題が発生している中、市民生活環境の保全のため、法令、条例に基づく事業者指導及び事業者の自主的な取組の支援などの施策を推進します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

環境負荷の軽減に向け、事業所等に対する規制指導を行い、環境保全協定の締結、自動車公害防止対策、市民意識の啓発等を行うことにより、本市の環境の改善につなげます。

(1)管理費

- ①「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく、指定事業所の申請・届出審査及び許可
②公害防止管理者に関する事務、環境保全協定の運用、横浜市中小企業融資制度関係事務
③化学物質による環境汚染防止を目的としたPRTR法に基づく届出事務及び市民・事業者の自主的な取組、リスクコミュニケーション推進
④環境管理計画及び生活環境保全推進ガイドラインに基づく、快適な生活環境の保全の推進に向けた企画・調整、調査、広報等
⑤九都県市首脳会議大気保全専門部会で、低公害車やPM減少装置の指定、エコドライブの普及などの事業を実施
⑥環境保全行政に必要な人材育成のほか、市民等の理解・協力を深める取組を実施

(2)システム運用

- ①事業者指導の適切な運用を図るため、条例及び公害関係法令対象事業所からの届出や許可申請のほか、公害相談、公害防止管理者等に関する情報について、環境情報管理システムによる一元的な管理を実施

【実績及び今後見込み】

実績表: 指定事業所設置許可申請, 指定事業所変更許可申請, 環境管理事業所認定申請, 公害防止管理者届出, PRTR法届出書提出事業所, 環境保全・化学物質に関するセミナー開催・イベント出展件数, 九都県市大気保全専門部会

【事業費の内訳】

事業費内訳表: (1)管理費, (2)システム運用, 合計

【事業スケジュール】

スケジュール表: 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月

【事業開始年度】

昭和46年度

【根拠法令】

- ①大気汚染防止法 ②水質汚濁防止法 ③振動規制法 ④騒音規制法 ⑤悪臭防止法 ⑥土壌汚染対策法 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨横浜市生活環境の保全等に関する条例 ⑩特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ⑪公害紛争処理法 ⑫環境管理計画 ⑬生活環境保全推進ガイドライン

【根拠とするデータ等】

根拠法令に基づく

署名欄: 課長 山本 恵幸, 係長 大屋 正信, 係 奥田 由美子

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔環境創造局 環境管理課〕

事業名
8款 3項 1目
事業者温暖化対策促進事業 （温暖化対策プラス分含む）

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
12	3

令和2年度 事業評価書 番号	8-3-1-1
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源	
令和3年度	22,550	0		27		22,523	
補助事業							
単独事業		補助率 %					
令和2年度	23,156			27		23,129	
増△減	△ 606	0	0	0	0	△ 606	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	56,470	46,890	32,923
算 市債+一般財源	56,470	46,890	32,923
決 事業費	53,191	46,682	34,796
算 市債+一般財源	53,191	46,682	34,796

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	26,704	25,304
算 市債+一般財源	26,704	25,304

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

市内事業者の温暖化対策の促進につながる実効性ある施策を展開し、「横浜市地球温暖化対策実行計画」で定める温室効果ガスの削減目標の達成に寄与します。

根拠・データ等
横浜市地球温暖化対策計画書制度対象事業者の平成30年度の温室効果ガス排出量は平成27年度比で約6.6%（約50万t-CO2）削減されており、本事業は市内の温室効果ガス排出削減に大きく寄与しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 横浜市地球温暖化対策計画書制度の運用
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者から、温室効果ガス削減に関する計画書及びその実施状況報告書を受け付け、評価・公表する制度を適正に運用し、事業者の温室効果ガス削減につなげます。令和3年度は、13事業者の計画書及び309事業者の報告書を受け付け、事業者の取組内容の評価及び温室効果ガス削減量の集計を行います。
- 横浜市低炭素電気普及促進計画書制度の運用
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、横浜市内に電気を供給する小売電気事業者から、供給電気の排出係数等に係る計画書及び実績報告書を受け付け、計画書等の情報を公表する制度を適正に運用し、市内への低炭素な電気の供給と選択につなげます。令和3年度は、市内への電気の供給実績がある小売電気事業者約172者から実績報告書及び次期計画書を受け付けるほか、令和3年度より新たに市内への電気供給を開始する小売電気事業者から計画書を受け付け、内容を集計し、その情報を公表します。

【実績及び今後見込み】

温暖化対策計画書制度	30年度実績	1年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込	備考
計画書受付・審査	13	258	41	13	258	・令和3年度以降は309事業者を計上
報告書受付・審査	316	319	302	309	309	
事業者立入	37	37	20	20	20	

低炭素電気計画書制度	1年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込	備考	
計画書兼報告書受付	—	154	172	200	250	・令和3年度以降は東京都の報告者数推移を参考

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
横浜市地球温暖化対策計画書制度等の運用	23,156	22,550	△ 606	
合計	23,156	22,550	△ 606	

【事業スケジュール】

- 地球温暖化対策計画書、報告書提出期限（7月末）
- 地球温暖化対策計画書及び報告書の評価、公表、立入調査（～年度末）
- 低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出期限（8月末）
- 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の確認、集計、公表（～年度末）

【事業開始年度】

- 平成15年度（平成31年度現行制度に見直し）

【根拠法令】

地球温暖化対策の推進に関する法律 横浜市生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績等

課長	係長	係
山本 恵幸	依田 直人	鈴木 基之

本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名
8款 3項 1目 大気水質常時監視

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	8-3-1-2
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他	東日本高速道路株式会社負担金	市債	一般財源
令和3年度	211,964	0			3,568		208,396
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	212,845				3,568		209,277
増△減	△ 881	0	0	0	0	0	△ 881

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	207,325	210,971	221,765
算市債+一般財源	170,961	164,145	177,610
決事業費	203,033	219,089	222,267
算市債+一般財源	167,572	204,312	178,498

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	209,964	209,964
算市債+一般財源	206,396	206,396

方針の確認/決裁
有 () 無 (●)

【事業の目的・必要性】
昭和39年に自動測定機による二酸化硫黄及び浮遊粉じんの常時測定を開始し、昭和43年には大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置した。その後、昭和44年に大気汚染防止法等により、環境の常時監視が義務付けられた。大気汚染(環境28局(一般環境測定局20局・自動車排出ガス測定局8局)、発生源30工場)と水質汚濁(発生源29工場)の状況について、常時測定を行っている。

【実績及び今後見込み】

1. 大気・水質常時監視における次の各システムの賃借等

大気・水質テレメータシステムは、平成29年度に機器更新を行い、平成30年3月から稼働を開始している。

①環境系、大気・水質発生源テレメータシステム：各測定局の測定データを子局装置が集約し、通信回線で中央局装置に送信する。

②データ処理システム：①で中央局装置に送信された測定データについて演算処理、保存し、統計・解析処理を行う。

大気・水質 テレメータ システム	常時監視テレメータシステム (平成30年3月稼働開始・7年リース)			
	・環境系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 32台	(大気：一般局20台、自排局8台) (水質：河川3台、海域1台)
・大気発生源系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 30台	(30事業所)	
	・水質発生源系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 29台	(29事業所)
・空間放射線系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 1台		
	・データ処理システム			
・環境分析装置一式 (PM2.5および気象測定機器を除く)				

2. 大気常時監視における測定機器等の更新

大気測定機格納局舎全21台のうち老朽化が著しい測定機格納局舎については、今後、計画的に更新を進めて、持続可能な常時監視体制を維持する。

一般環境大気測定局 20局 自動車排出ガス測定局 8局 補助測定局 1局

3. 微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視測定

PM2.5の常時監視を継続的に実施するため、測定機器の保守管理や成分分析を委託する。

(単位:台)

	H26~R2年度	R3年度見込	R4年度見込
測定機器の保守台数	20	20	20

4. 大気・水質常時監視における測定機器・システムの保守

	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3見込	R4見込
<大気>							
一般、自排測定局 (局)	28	28	28	28	28	28	28
補助測定局 (局)	1	1	1	1	1	1	1
発生源監視対象工場 (工場)	30	30	30	30	30	30	30
<水質>							
河川測定局 (局)	3	3	3	3	3	0	0
海域測定局 (局)	1	1	1	1	1	0	0
発生源監視対象工場 (工場)	29	29	29	29	29	29	29

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
①システム関連運用費	111,657	111,657	0	
②その他諸経費	101,188	100,307	△ 881	測定項目見直しによる減
合 計	212,845	211,964	△ 881	

【事業開始年度】

<大気>昭和43年度 <水質>昭和46年度

【根拠法令】

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法(法定受託事務)

【根拠とするデータ等】

「令和元年度大気・水環境等の状況について」(報道発表資料)、報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	山本 恵幸	田邊 孝二	石原 充也

(環境創造局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名
8款 3項 1目
環境測定事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	8-3-1-3
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	44,267	0					44,267
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	41,362				0		41,362
増△減	2,905	0	0	0	0	0	2,905

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	48,435	44,840	43,832
算市債+一般財源	48,435	43,840	43,832
決事業費	51,068	51,852	49,300
算市債+一般財源	51,068	51,497	49,300

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	40,967	40,967
算市債+一般財源	40,967	40,967

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】
 昭和46年度以降、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法等の法律並びに水と緑の基本計画(旧:横浜市水環境計画)等の市の計画等に基づき、環境測定を実施している。
 自動測定機による測定体制では把握できない各種の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、アスベストなどの環境測定を行う。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
 自動測定機による測定体制では把握できない各種の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、アスベストなどの環境測定を行う。

(1) 水質常時監視等
 ア 水質汚濁防止法第16条(測定計画)に基づく公共用水域水質及び地下水質調査
 ①公共用水域水質測定計画<事業開始:昭和46年度>
 神奈川県知事が定める計画に従って、本市分担の河川11地点、海域7地点で健康項目27項目、生活環境項目12項目等について、毎月、県下一斉に調査を実施する。
 ②地下水質測定計画<事業開始:平成元年度>
 神奈川県知事が定める計画に従って、市内約100地点(2kmメッシュ)を4か年計画で環境基準項目28項目について、年1回調査を実施する。

イ 水と緑の基本計画<事業開始:平成4年度>
 水と緑の基本計画(旧)横浜市水環境計画)に基づく評価地点の河川57地点について3か年計画で評価項目の有機性汚濁物質等について年2回調査を実施する。

(2) 大気分析・ダイオキシン類調査
 大気汚染防止法第22条に基づく調査及びその補完調査(自動測定装置による大気汚染常時監視を補完)
 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく一般環境測定

ア 有害大気汚染物質調査
 ①VOC(ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル等15物質)
 1回/月;通年(サンプリング及び分析業務は直営で実施する。)
 ②重金属(ニッケル、マンガン、クロム等7物質)
 1回/月;通年(サンプリング及び分析業務は委託で実施する。)

イ 環境大気中のアスベスト調査
 6地点×年2回

ウ ダイオキシン類調査
 大気 6地点×年2回
 河川(水質・底質) 6地点×年1回 [2か年で河川と海域を調査。R3は河川調査該当年度]
 地下水(水質) 6地点×年1回

(3) 騒音・振動測定
 ア 一般環境騒音調査<事業開始:昭和60年度>
 5か年で、鉄道騒音・振動調査1回及び一般環境騒音調査4回を実施する。本年度は一般環境騒音調査を38地点で行う。(騒音規制法第18条及び21条の2)。
 イ 新幹線等鉄道騒音振動調査<事業開始:昭和54年度>
 新幹線鉄道沿線の2測線(12.5m、25m及び50m地点)での調査を実施する。
 ウ 道路交通騒音総合調査<事業開始:昭和52年度>
 幹線道路沿いの定点(32地点)において騒音及び交通量等の調査を実施し、道路の両側50mの幅でとらえる面的評価を行う。対象道路を5年ごとに更新し、本年度はそのうちの116kmについて実施する。
 (騒音規制法第18条)

【実績及び今後見込み】

測定地点数の実績及び今後見込み

		H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3見込	R4見込
水質	公共用水域水質測定計画 (地点)	18	18	18	18	18	18	18
	水と緑の基本計画 (〃)	53	53	20	21	17	20	21
	中小河川調査 (29年度で測定終) (〃)	27	27	-	-	-	-	-
	地下水質測定計画 (〃)	59	59	53	56	56	56	56
大気	有害大気汚染物質調査 (〃)	3	3	3	3	3	3	3
	環境中のアスベスト調査 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
ダイオキシン類	大気 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
	河川 (〃)	0	6	0	6	0	6	0
	海域 (〃)	6	0	6	0	6	0	6
	地下水 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
騒音・振動	一般環境騒音調査 (〃)	-	-	38	-	38	38	38
	新幹線鉄道騒音振動調査 (測線)	8	8	8	4	2	2	2
	道路交通騒音調査 (地点)	32	32	32	32	32	32	32
	東海道貨物線騒音振動調査 (〃)	2	2	1	1	1	-	-
	航空機騒音測定調査 (〃)	3	3	3	3	0	0	0
	鉄道騒音・振動調査 (〃)	-	-	-	-	-	-	84
道路交通騒音の面的評価調査(Km)		111	103	140	117	111	116	111

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
①水質測定調査	24,765	24,763	△ 2	
②大気分析・ダイオキシン類調査	7,046	10,316	3,270	矢沢交差点に残存するトラフィックカウンター撤去による増
③騒音・振動調査	9,551	9,188	△ 363	航空機騒音測定の休止
合計	41,362	44,267	2,905	

【事業開始年度】

<大気>昭和43年度 <水質>昭和46年度 <騒音・振動>昭和52年度 <ダイオキシン類>平成9年度

【根拠法令】

大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法（法定受託事務）
振動規制法

【根拠とするデータ等】

「令和元年度大気・水環境等の状況について」（報道発表資料）、報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	山本 恵幸	田邊 孝二	石原 充也

(環境創造 局 -)

令和3年度事業計画書(局・統括本部)

〔環境創造局 環境エネルギー課〕

事業名: 8款 3項 1目 エネルギーマネジメント事業 (温暖化対策プラス分含む)

特記事項: 中期計画-3.8の政策 ○, 中期計画-行政運営, 中期計画-財政運営, 新規・拡充

中期計画-3.8の政策: 政策番号 10, 主な施策番号 4

令和2年度事業評価番号: 8-3-1-4, 令和2年度事業評価番号

(単位:千円)

財源内訳表: 区分, 金額, 国, 県, 市債, 一般財源

歳出表: 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度

歳出表: 令和4年度, 令和5年度

方針の確認/決裁: 有() 無()

【事業の目的・必要性】

地球温暖化対策の一環として、横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けて、

根拠・データ等

横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)に基づき、市役所の温室効果ガス排出削減に取り組む。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ①エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進
②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組
③既存の新エネ・省エネ設備の維持管理

【実績及び今後見込み】

②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組

自立分散型エネルギー設備導入件数表: H29年度実績, H30年度実績, R元年度実績, R2年度見込, R3年度見込

・再生可能エネルギー導入検討報告制度(平成22~令和元年度) 報告受付件数 累計 1,247件

【事業費の内訳】

事業費の内訳表: R2年度, R3年度, 差引, 説明

【事業スケジュール】

- ①エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進
②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組
③既存の新エネ・省エネ設備の維持管理: 随時

【事業開始年度】

公共施設のエネルギーマネジメント事業: 平成19年度
自立分散型エネルギー設備普及促進事業: 平成27年度
再生可能エネルギー導入検討報告制度: 平成22年度

【根拠法令】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法
横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画

【根拠とするデータ等】

温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告~温室効果ガスインベントリ等~(環境省)
横浜市温室効果ガス排出状況(温暖化対策統括本部)、補助金交付実績

課長: 大島 貴至, 係長: 堀越 美穂子, 係: 藤原 佳奈子

本資料は、公正・適正に作成しました。

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 環境エネルギー課]

事業名
8款 3項 1目 使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	6,015	0		4,495		1,520
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	9,645			7,585		2,060
増△減	△ 3,630	0	0	△ 3,090	0	△ 540

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	17,323	13,687	9,740
算 市債+一般財源	3,925	3,157	2,220
決 事業費	10,842	10,502	8,617
算 市債+一般財源	2,406	2,765	1,665

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	6,015	6,015
算 市債+一般財源	1,520	1,520

方針の確認/決裁
有 (H23.3局長決裁) ・無

【 事業の目的・必要性 】

- ・ 市立小学校の学校給食から出る使用済食用油を、精製委託した2つの福祉施設が回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製後、水再生センター及び交通局営業所等に搬入し、非常用自家発電機の重油及び市営バス等の軽油の代替燃料として使用することで、温暖化対策を推進するとともに、障害者の社会参加を支援します。

根拠・データ等

- ・ 「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

- ・ 油の回収、運搬、精製作業を継続し、品質の高いBDFを提供していきます。
- ・ BDFは、その燃焼によってCO2を排出しても、大気中のCO2総量が増えない（カーボンニュートラル）ため、重油と軽油の代替燃料としての使用分だけCO2の排出を削減することになり、地球温暖化防止に寄与します。（R3想定削減量：88t-CO2/年）

【 実績及び今後見込み 】

	H24年度実績	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
BDF精製量(L)	172,005	170,106	152,746	151,295	110,948	78,284	64,890	60,231	55,000	33,000
油回収区	15区	15区	12区	12区	11区	8区	7区	6区	6区	4区
委託先施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所	3か所	3か所	2か所	2か所	2か所

【 事業費の内訳 】

	R2年度	R3年度	差額	説明
BDF精製装置維持管理等	1,535	1,385	△ 150	BDF精製機の減による
BDF品質管理試験	270	135	△ 135	BDF精製機の減による
BDF精製委託（委託費、原材料）	7,510	4,495	△ 3,015	BDF精製機の減による
BDF精製機移設	330	0	△ 330	BDF精製機の移設不要による減
合計	9,645	6,015	△ 3,630	

【 事業スケジュール 】

- ・ 精製用使用済食用油の回収（通年）
- ・ BDFの精製（水再生センター用：通年、交通局用：9月まで）
- ・ 水再生センターへの搬入（通年）及び交通局営業所へのBDF搬入（9月まで）

【 事業開始年度 】

平成20年度

【 根拠法令 】

- ・ 横浜市地球温暖化対策実行計画
- ・ 横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

【 根拠とするデータ等 】

事業実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大島 貴至	志田 将史	山口 敏志

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境エネルギー課]

事業名	8款 3項 1目
次世代自動車普及促進事業 (所要額配分(温対分)・温対プラス含む)	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	6

令和2年度 事業評価書 番号	8-3-1-5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等		
		国	県	次世代自動車振興センター	その他	市債	一般財源
令和3年度	38,810	0		6,120	2,054		30,636
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和2年度	86,387			6,060	2,245		78,082
増△減	△ 47,577	0	0	60	△ 191	0	△ 47,446

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	127,290	95,289	109,986
算 市債+一般財源	113,500	82,671	89,436
決 事業費	62,294	52,894	48,239
算 市債+一般財源	50,497	38,094	32,028

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	38,810	38,810
算 市債+一般財源	30,636	30,636

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

運輸部門から排出されるCO2削減を進めるために、次世代自動車（電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の普及促進、エコドライブの促進を行う。

根拠・データ等

横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、自動車保有車両数統計（自動車検査登録情報協会）、補助金交付実績

【令和3年度実施内容と期待される効果】

①FCVの普及促進等

市民・事業者向けにFCV導入に対する補助、公用車の率先導入、水素ステーションの整備促進、イベント等での普及啓発活動を行うことにより、FCVの普及促進を図ります。

②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進

集合住宅向けのEV等充電設備やV2H機器に対する補助の実施、公用車への導入の強化、イベント等での普及啓発活動を行うことにより、EV・PHVの普及促進を図ります。

③エコドライブの促進等

市民及び事業者への講習会等の実施により、エコドライブの普及促進を図ります。

【実績及び今後見込み】

	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3予算
FCV導入補助(台)		10	19	18	16	60	60	25
FCV公用車導入(台)	1	3	3	3	3※	3	2	3
水素ステーション設置補助(件)		1※	1※	0	0	0	1	1
公共施設急速充電器設置(基)				2	1	1		
充電設備補助							30	35

※購入2台、リース1台
※固定式水素ステーション

・次世代自動車普及啓発活動 20回参加（令和元年度実績）

・市民および事業者へのエコドライブ講習会等 12回実施、職員向けeラーニング研修 延べ約9,700人受講（令和元年度実績）

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
①FCVの普及促進等	81,159	32,149	△ 49,010	事業見直しによる減
②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進	5,228	6,661	1,433	補助メニュー拡大による増
合 計	86,387	38,810	△ 47,577	

【事業スケジュール】

①FCVの普及促進等

- 市民・事業者へのFCV導入促進補助の実施
- 水素ステーションの設置補助（温暖化対策統括本部予算）
- イベント出展等でのFCV普及啓発活動の実施（通年）

②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進

- 充電設備補助
- 公共施設での一般用充電設備等の維持管理
- イベント出展等でのEV・PHV普及啓発活動の実施（通年）

③エコドライブの促進等

九都県市大気保全専門部会と連携したエコドライブ講習会（R3年6月）、職員向けeラーニング（R3年6月）

【事業開始年度】

平成21年度（①については、平成26年度、②の充電設備補助は令和2年度）

【根拠法令】

横浜市生活環境の保全等に関する条例
エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市交通安全計画

【根拠とするデータ等】

横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、自動車保有車両数統計（自動車検査登録情報協会）
補助金交付実績（再掲）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 大島 貴至	係長 志田 将史	係長 水谷 春奈
--------------------	-------------	-------------	-------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 大気・音環境課]

事業名
8款 3項 1目
都市生活型環境対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		繰入金	市債	一般財源
令和3年度	7,095	0			0		7,095
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	6,783						6,783
増△減	312	0	0	0	0	0	312

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	9,334	8,052	8,498	
算 市債+一般財源	0	0	0	
決 事業費	6,411	7,976	6,568	
算 市債+一般財源	0	0	0	

歳出		令和4年度	令和5年度
予 事業費	7,095	7,095	
算 市債+一般財源	7,095	7,095	

方針の確認/決裁
有 () ・(無)

【事業の目的・必要性】

・市民から寄せられる大気汚染・悪臭・騒音・振動その他の苦情について、固定発生源(事業所・建設工事等)や移動発生源(道路・鉄道等)に対して現地調査を行い、事業者へ指導・助言することにより、苦情等を迅速かつ適切に処理する。現地調査にあたっては、必要に応じて臭気・騒音・振動等の測定を行い、その結果に応じて事業者への改善指導や、道路・鉄道管理者に対して助言を行う。

【根拠・データ等】

(1)臭気測定

- ①悪臭防止法に基づく臭気測定(特定悪臭物質)
- ②横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく臭気測定(臭気指数)

(2)屋外燃焼行為の規制指導

横浜市生活環境の保全等に関する条例で制限されている屋外燃焼行為の指導、啓発

(3)騒音・振動測定

- ①騒音規制法、振動規制法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所の騒音・振動測定
- ②騒音規制法、振動規制法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく屋外作業事業所の騒音・振動測定
- ③低周波音問題対応の手引書(環境省、平成16年)に基づく低周波音測定
- ④道路や鉄道など、交通に係わる部分の騒音・振動・排ガス測定

【令和3年度実施内容と期待される効果】

・市民から寄せられる大気汚染・悪臭・騒音・振動その他の苦情について、事業者へ指導・助言することにより、苦情等を迅速かつ適切に処理し、市民満足度の向上に資する。

【実績及び今後見込み】

	H29実績	H30実績	R元実績	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
受付苦情の件数(件)	1,286	1,421	1,165	1,300	1,300	1,300	1,300
臭気測定箇所数(件)	2	3	4	4	4	4	4
騒音振動排ガス委託件数(件)	12	12	5	13	13	13	13

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
報償費	20	20	0	弁護士相談料
消耗品費	170	120	△50	簡易試験試薬等、局調査研究・技術開発調査費含む。(検知管、臭袋等)
印刷製本費	85	85	0	事業者向けパンフレット
手数料	89	150	61	騒音計等検定料ほか
委託料	5,687	6,050	363	臭気測定、騒音・振動測定ほか測定委託
使用料及び賃借料	732	670	△62	
合計	6,783	7,095	312	

【事業スケジュール】

通年実施

【事業開始年度】

平成15年度

【根拠法令】

公害紛争処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音相談担当
	鈴木 孝	関 浩二	新田 邦博

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局 大気・音環境課]

事業名
8款 3項 1目
大気規制指導事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源
令和3年度	10,844	0		2		10,842
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	8,243			6		8,237
増△減	2,601	0	0	△4	0	2,605

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	11,629	11,124	9,891
算 市債+一般財源	11,622	11,117	9,884
決 事業費	11,759	13,002	9,978
算 市債+一般財源	11,757	13,000	9,976

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	10,844	10,844
算 市債+一般財源	10,842	10,842

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

市域内の大気環境が環境基本法で規定される大気環境基準を下回ることを目標とし、固定発生源(工場・事業場等)及び移動発生源(運行車両等)を対象に、法令に基づく規制指導や自主的取組を促す啓発等を行う。固定発生源は、立入検査や排煙測定委託などにより適正に指導するとともに、規制基準以上の排出削減を事業者に促す。移動発生源は、九都県市など広域連携による取組やディーゼル車の運行規制を行う。また、建築物の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、施工業者への規制指導や工事発注者への啓発等を実施し、市民の安全・安心に寄与する。さらに、水銀に関する水俣条約の発効に伴う法改正により、平成30年4月1日から水銀排出施設への規制指導を開始した。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設(約3,400施設)、揮発性有機化合物(VOC)排出施設(約30施設)、水銀排出施設(約30施設)の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。
- ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設(約80施設)の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。
- 大気汚染防止法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止のための届出審査・指導を行う。また、届出対象外の解体等工事についても監視するとともに、石綿飛散に関する市民相談に対応するため、建材中の石綿含有率及び大気中の石綿濃度測定を行う。令和3年4月の大気汚染防止法の改正に伴い、解体等工事における事前調査が強化されることから、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、行政指導にあたる職員の能力向上を図る。
- 神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、知事が定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車について県内での運行を禁止している。横浜市は、神奈川県から本規制に係る事務移譲を受け、平成15年10月1日から市内において各種検査を実施しており、基準不適合の場合には是正指導を行う。

【実績及び今後見込み】

	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
(1)窒素酸化物等の立入測定の検体数	42	40	30	27	35	35	35
VOCの立入測定の検体数	3	1	1	3	3	3	3
水銀の立入測定の検体数	—	9	9	9	5	5	5
(2)DXN測定の検体数	9	7	6	4	6	6	6
(3)石綿の立入測定の回数	8	5	3	10	10	10	10
(4)路上検査数及びビデオ検査数	11	17	12	10	10	10	10

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
(1)大気汚染物質対策業務	6,158	8,324	2,166	委託測定の検体数の見直し
(2)ダイオキシン類対策業務	1,042	1,473	431	委託測定の検体数の見直し
(3)石綿飛散防止対策業務	385	385	0	
(4)ディーゼル車運行規制業務	658	662	4	
合計	8,243	10,844	2,601	

【事業スケジュール】

(1)大気汚染物質対策業務	法対象のばい煙発生施設、VOC排出施設、水銀排出施設について、規模等に応じて一定割合の立入測定を行う。
(2)ダイオキシン類対策業務	法対象の特定施設について、規模等に応じて一定割合の立入測定を行う。
(3)石綿飛散防止対策業務	立入検査・市民相談に対応するため、石綿濃度測定等を行う。平成29年度から届出件数が増加しており、将来を見据えた体制を整備を検討していく。
(4)ディーゼル車運行規制業務	市内を走行するディーゼル車を検査し、不適合車に対して是正指導を行う。

【事業開始年度】

(1)〈ばい煙〉昭和46年度、〈VOC〉平成17年度、〈水銀〉平成30年度、(2)平成9年度、(3)平成9年度、平成26年度改正、(4)平成15年度

【根拠法令】

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、神奈川県生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 鈴木 孝	係長 中井 喬彦	松枝 英一郎
--------------------	------------	-------------	--------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 大気・音環境課]

事業名
8款 3項 1目 大気・音環境管理費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源	
令和3年度	13,084	0		27		13,057	
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	13,764			27		13,737	
増△減	△ 680	0	0	0	0	△ 680	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	14,650	14,467	14,384
算 市債+一般財源	14,632	14,454	14,357
決 事業費	14,616	14,029	13,740
算 市債+一般財源	14,602	14,017	13,714

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	13,084	13,084
算 市債+一般財源	13,057	13,057

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

生活環境の保全に対する市民の関心は高く、騒音や悪臭などに関する相談も多く寄せられています。環境法令等に基づく大気汚染、騒音、振動、悪臭対策に関する事業場への規制指導により、快適な生活環境の保全・創造を図ります。

環境に関する企業意識調査 (R元年度実施)	事業活動を継続する上で、環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策を重要と考える企業(3項目まで回答)	大企業	中小企業
		57.50%	48.80%
環境に関する市民意識調査 (R元年度実施)	関心がある項目(環境に関心があると回答した人に、複数回答)	大気汚染対策	騒音・振動対策
		46.60%	24.60%

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 事業場指導関連業務
大気汚染、騒音、振動、悪臭対策の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費。工場・事業場に対する立入のための旅費、消耗品費等の一般的経費。
- 事業場指導関連業務会計年度任用職員賃金等

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込
法律に基づく届出(件)	3,923	3,926	4,001	3,950	3,950	3,950	3,950
条例に基づく届出(件)	676	1,166	594	700	700	700	700

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
①事業場指導関連業務	2,934	2,228	△ 706	規制指導に係る事務経費
②会計年度任用職員賃金等	10,830	10,856	26	
合計	13,764	13,084	△ 680	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事業場指導関連業務	◀											▶
②会計年度任用職員賃金等	◀											▶

【事業開始年度】

昭和43年度(大気汚染)、昭和46年度(悪臭)、昭和43年度(騒音)、昭和51年度(振動)、平成12年度(ダイオキシン類)

【根拠法令】

環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画

【根拠とするデータ等】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音担当
	鈴木 孝	吉田 美緒	内田 優子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 水・土壌環境課]

事業名
8 款 3 項 1 目
水質規制指導事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	19,934	0					19,934
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	14,908						14,908
増△減	5,026	0	0	0	0	0	5,026

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	21,705	19,985	19,110
算 市債+一般財源	21,705	19,985	19,110
決 事業費	18,765	19,311	18,738
算 市債+一般財源	18,765	19,311	18,738

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	19,934	19,934
算 市債+一般財源	19,934	19,934

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

市民が安全・安心に生活できる環境を確保するため、「水質汚濁防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に基づき事業者等への規制・指導を行う。また水環境の保全の観点から環境調査を実施する。

根拠・データ等
特定事業場数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
水質汚濁防止法届出事業場数	2,745	2,739	2,778	2,775
D X N特措法届出事業場数	14	14	14	14

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 水質規制 (事業場立入調査)
 - 事業場排水対策：水質汚濁防止法等に基づく立入調査を行い、事業場排水水採取・分析する。
立入事業場の排水基準の遵守状況が確認できる。分析結果から法令違反事業場に対し、改善指導を進めることができる。
 - ダイオキシン類対策：ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく立入調査を行い、19検体を採取・分析する。
ダイオキシン特措法対象事業場の排水基準の遵守状況が確認できる。
- 水環境の保全
 - 広域水質関連調査：九都県市共同で東京湾の底質調査を4検体行う。
九都県市で連携して調査することで、東京湾内の底質の経年状況を把握することができる。

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
1-(1)事業場排水対策(分析総数)	3,331	3,454	2,643	2,400	3,100	3,100
環境科学研究所依頼分	991	1,194	1,395	1,400	1,600	1,600
1-(2) ダイオキシン類対策(検体数)	19	19	16	10	19	19
2-(1) 広域水質関連調査(検体数)	8	8	8	4	4	4

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差 引	説 明
1-(1) 事業場排水対策	12,800	16,400	3,600	測定箇所等増加による増
1-(2) ダイオキシン類対策	1,435	2,860	1,425	測定箇所等増加による増
2-(1) 広域水質関連調査	673	674	1	人件費の増
合 計	14,908	19,934	5,026	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1-(1) 事業場排水対策												
1-(2) ダイオキシン類対策												
2-(1) 広域水質関連調査												

【事業開始年度】

- 1 (1) 昭和47年度 (2) 平成9年度 2 (1) 平成20年度

【根拠法令】

環境基本法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例
横浜市環境管理計画、横浜市水と緑の基本計画

【根拠とするデータ等】

立入業務等実績を集計した数値、水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	水質担当
	赤間 知行	本橋 孝行	澤井 菜穂子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局水・土壌環境課]

事業名 8款 3項 1目 土壌対策規制指導事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	15,552	0		242		15,310
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	13,018			470		12,548
増△減	2,534	0	0	△ 228	0	2,762

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	16,562	13,742	14,728
算 市債+一般財源	16,322	13,502	14,028
決 事業費	16,428	15,832	14,476
算 市債+一般財源	16,428	15,592	14,016

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	15,552	15,552
算 市債+一般財源	15,310	15,310

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

- ① 土壌汚染対策業務
土壌汚染対策法等に基づき、土壌汚染による健康被害の防止等を図る必要がある。
- ② 汚染土壌処理業に関する業務
土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌処理業の許可を行う必要がある。
- ③ 地下水の水質汚濁防止業務
土壌・地下水汚染について、周辺環境に影響がある場合に、汚染状況を把握する必要がある。
- ④ 地盤沈下対策業務
市条例等に基づき、地盤沈下の防止や実態の把握を行う必要がある。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- ① 土壌汚染対策業務
法令に基づく申請等の審査・立入検査等を適正に行い、市民の安心・安全に寄与する。中小事業者への土壌汚染対策支援により、適正な手続を行うよう周知するとともに、届出書の提出を促す。土壌管理データベースシステムの管理を行い、効率的な業務執行につなげる。
- ② 汚染土壌処理業に関する業務
土壌汚染対策法に基づく処理業の許可審査業務や事業所への立入検査等を行い、汚染土壌の適正な処理に寄与する。
- ③ 地下水の水質汚濁防止業務
市条例等に基づく規制指導業務や、地下水汚染追跡調査を行い、地下水汚染に対して適切な指導に寄与する。
- ④ 地盤沈下対策業務
市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン(環境省)に基づく精密水準測量調査を行い、地盤沈下の防止に寄与する。

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
① 法令に基づく申請等数	657	702	682	680	680	680
土壌汚染対策現況調査	27	19	22	20	20	20
② 汚染土壌処理業者数	4	5	5	6	6	6
地下水汚染指導件数	11	13	13	15	15	15
③ 地下水汚染追跡調査	29	22	23	20	20	20
④ 精密水準測量延長	101km	67km	69km	69km	101km	101km

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
① 土壌汚染対策業務	3,150	1,700	△ 1,450	土壌管理システムへのデータ入力、中小事業者支援
② 汚染土壌処理業に関する業務	68	52	△ 16	土壌汚染対策法に基づく処理業の許可、立入検査
③ 地下水の水質汚濁対策業務	800	800	0	地下水汚染調査計画に基づく調査
④ 地盤沈下対策業務	9,000	13,000	4,000	地盤沈下監視ガイドラインに基づく調査
合計	13,018	15,552	2,534	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①土壌汚染対策	システム管理業務			届出書データの整理			データ入力等業務					
	現況調査業務			調査準備			調査実施			報告書作成		
中小事業者への技術支援事業												
計画												
調査実施												
調査実施												
報告書作成												
検証												
検証												
検証												
検証												

【事業開始年度】

- ①システム管理：平成16年度、現況調査：平成26年度、中小事業者支援：平成27年度 ②平成22年度
- ③地下水汚染調査：平成5年度、原因究明：平成10年度 ④昭和34年度

【根拠法令】

- ①土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 ②土壌汚染対策法
- ③水質汚濁防止法・横浜市生活環境の保全等に関する条例、地下水汚染調査計画 ④地盤沈下監視ガイドライン(環境省)

【根拠とするデータ等】

申請数や業務実績を集計した数値

課長	係長	係
赤間 知行	竹内 祐平	峯尾 拓也

本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局水・土壌環境課]

事業名
8款 3項 1目
水・土壌環境管理費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	7,235	0	235	26		6,974
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	6,952		235	27		6,690
増△減	283	0	0	△1	0	284

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	6,898	6,631	7,024
市債+一般財源	6,636	6,369	6,762
決 事業費	7,201	9,581	7,245
市債+一般財源	6,965	9,343	7,008

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	7,235	7,235
市債+一般財源	6,974	6,974

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

①事業場指導関連業務

水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費。工場・事業場に対する立入、環境調査、土壌ダイオキシン類調査、水質事故対応のための旅費、消耗品費等の一般的経費。

②環境保全に係る広域対策事業

他自治体との連携による広域的環境対策

③発生源負荷量等算定調査

東京湾水質総量規制のための県委託調査

【令和3年度実施内容と期待される効果】

①事業場指導関連業務

・水質事故対応：水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域における水質汚濁事故および苦情相談対応のため現地調査等を行う。

・水質環境調査：横浜市水と緑の基本計画等に基づく市内公共用水域の環境調査を行う。

・土壌ダイオキシン類調査：ダイオキシン類特別措置法に基づく第一種法定受託事務であるダイオキシン類に係る土壌調査を行う。

②環境保全に係る広域対策事業

東京湾の水質浄化を図るため、連带的・統一的な環境行政を推進することができる。

③発生源負荷量等算定調査

水質汚濁防止法に基づく東京湾総量削減計画の進捗管理に必要なデータを取りまとめることができる。

【実績及び今後見込み】

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
法律・市条例に基づく届出	1,813	1,677	1,666	1,710	1,710	1,710
内訳) 水質汚濁 (件)	675	634	571	600	600	600
土壌・地下水対策 (件)	657	702	682	690	690	690
地盤沈下対策 (件)	481	341	413	420	420	420
水質事故 (件)	75	84	63	80	80	80

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
①事業場指導関連業務	6,685	6,969	284	規制指導に係る事務経費
②環境保全に係る広域対策事業	30	30	0	国・自治体との連携
③発生源負荷量等算定調査	237	236	△1	県委託事業
合計	6,952	7,235	283	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事業場指導関連業務	▶											▶
②環境保全に係る広域対策事業	▶											▶
③発生源負荷量等算定調査				▶								

【事業開始年度】

昭和34年度(地盤沈下対策)、昭和46年度(水質汚濁)、昭和48年度(土壌・地下水汚染)、平成12年度(ダイオキシン類)

【根拠法令】

環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市水と緑の基本計画、横浜市環境管理計画

【根拠とするデータ等】

届出数や事故件数を集計した数値

課長	係長	係
赤間 知行	竹内 祐平	木内 双葉

本資料は、公正・適正に作成しました。